平成２７年（フ）第１６１４号
神奈川県横浜市保土ケ谷区峰沢町105　峰沢団地４棟702号
破産者　平野　靖和
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６３７号
東京都新宿区高田馬場４－29－11－202、住民票上の住所東京都荒川区荒川５丁目49－１
破産者　石黒　直哉
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６４０号
東京都中野区沼袋４丁目35－６－205
破産者　譜久嶺国弘
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６４１号
東京都大田区羽田６丁目１－９－101、住民票上の住所東京都大田区羽田１丁目21－10
破産者　芦萱　節夫
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６４２号
東京都大田区萩中２丁目４－２－302
破産者　芦萱　好江
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６４６号
神奈川県茅ヶ崎市代官町７－７
破産者　下田　妙子
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６号
さいたま市緑区大字中尾１番地１　浦和東マンションＢ－３
破産者　小沼　和夫
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４２号
東京都小平市喜平町１丁目６番２号
破産者　株式会社パワーゴルフ
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
東京都足立区足立１丁目16番６号
破産者　有限会社アーキテック
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
千葉県市川市行徳駅前２丁目９番20号
破産者　有限会社フェイスオフ
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５３１号
静岡県静岡市清水区矢倉町５－11
破産者　豊田　勝則
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１号
神奈川県伊勢原市板戸778番地の８
破産者　有限会社筒井塗装店
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９号
大阪市浪速区塩草３丁目10番22号
破産者　幸成通信株式会社
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２２３９号
東京都新宿区新宿１丁目10番２号
破産者　ハイビジョン映像株式会社
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５４５号
神奈川県横浜市西区西戸部町３丁目285番地
破産者　有限会社フューチャーカンパニー
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８６号
東京都八王子市上川町1966番地１
破産者　株式会社多摩クリーナー
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
東京都多摩市一ノ宮１丁目26番地の６アーバンシティー聖蹟桜ヶ丘503
破産者　西澤　浩二
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５６号
東京都町田市三輪町498番地１グランドール大台301
破産者　小林　栄一
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３１号
長野県松本市沢村３丁目４番19号　白金コーポ103
破産者　田中　智則
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１８１号
岐阜市上尻毛日吉179番３　コミュニティタウン日吉Ｇ棟、住民票上の住所岐阜市北島７丁目16番14号
破産者　早野知恵美
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５８号
岐阜市加納西丸町１丁目40番地２　ハイツ吉田１Ｃ、前住所岐阜市八ツ寺町１丁目４番地シェラトンヤツデラ５Ｆ
破産者　千草こと　牧野ゆき子
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３３７号
高知市洞ケ島町２番13号
破産者　有限会社オーエーディー巧房
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係